

広島県建築設計者選定委員会警察本部別館庁舎審査部会議事要旨

次のとおり計3回開催した審査部会で審議を行い、警察本部別館庁舎（仮称）建設工事に伴う基本設計及び実施設計委託の公募型建築プロポーザルにより、特定者及び次点者を特定しました。

1 特定結果

次のとおり、特定者及び次点者を特定しました。

特定者	久米設計・大旗連合共同体 代表構成員 株式会社久米設計大阪支社 (大阪府大阪市中央区本町4丁目3番9号) 構成員 大旗連合建築設計株式会社 (広島県広島市中区大手町3丁目8番24号)
次点者	内藤・杉田三郎建築設計共同体 代表構成員 株式会社内藤建築事務所広島事務所 (広島県広島市東区光町1丁目13番20号) 構成員 株式会社杉田三郎建築設計事務所 (広島県広島市中区上八丁堀7番5号)

2 講評

(1) 概要

警察本部別館基町庁舎（北館・南館）は、昭和40年に竣工した建物で、現行基準に照らすと耐震性能が不足し、老朽化も進んでいます。また、近年複雑化する組織的な犯罪等への対処に伴う警察組織の改編、職員数の増加などにより狭隘化が生じており、執務室及び駐車スペースを十分に確保できない状況となっています。

警察本部別館基町庁舎（北館・南館）のほかに、別館庁舎である警察本部別館光南庁舎及び警察本部別館出島庁舎についても浸水対策や耐震性が不足していることなど課題があることから、当該施設も集約し、県民の安全・安心を確保するための治安・防災拠点として、警察本部機能を最大限発揮できるよう、警察本部別館基町庁舎（北館・南館）を現地建替することとなっています。

新庁舎の整備にあたっては、県民の利便性の向上に資することはもとより、警察本部としての機能の向上、加えて、ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進することが求められています。

このような役割と機能が求められる新庁舎の建設工事に伴う基本設計及び実施設計の設計者選定にあたって、高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する最適な設計者を選定するために、プロポーザル方式により実施しました。

評価テーマとして、①「警察機能を発揮させる機能的な施設づくり」、②「万全な防災対策による安全な施設づくり」、③「環境に配慮した魅力ある公共建築物としての施設づくり」の3つを設定し、県民の安全・安心を守る要となる新しい庁舎の提案を求めました。

(2) 最終審査概要

最終審査では、技術提案書等に基づき、1者当たり発表10分・質疑応答15分の公開ヒアリングによる審査を行いました。

その後、事務局の設定した審議プロセスに沿って公平公正に審査部会を開催しました。最初に全審査委員がそれぞれの提案者に対する印象を述べ、3つのテーマ等に対する評価について一同の認識を共有し深めた上で、委員毎に評価要領に基づいた採点を行い、その平均によ

り算出した点数を比較した結果、A者を特定者とし、B者を次点者とししました。

(3) 講評

今回の3者の提案について、それぞれのメリット・デメリットを考慮した上で評価を行うこととなりました。

特定者（A者）の提案は、柔軟性のある使用が可能とされるL字の平面形状をした執務室を配置し、防犯対策として5段階のセキュリティを設けるといった計画となっており、設計条件についてよく確認・検討されていると感じとれる、理解度が高い提案となっていることが評価されました。また、2段階の基本設計を行い早期に与条件を確定することで、コストの調整、工期の短縮につなげるといったことや、敷地の配置・動線計画において西館との位置関係や連動性を踏まえた車両動線の設定についてもよく考えられているとして評価を得ました。加えて、人・車両の機動性・視認性を踏まえ1階部分に隅切りを設置する等、警察業務をよく理解し細かな配慮を行っている点も評価を得ました。環境面においても、コアに設けたエコダクトやライトウィンドシェルフ等、新しい技術を採用しチャレンジしつつも、それらをただ取り入れるだけではなく、採用に関してコストと効果による評価で順位付けを明確にしている点も評価され、採点の結果最高点を獲得し特定者の決定に至りました。

次点者（B者）の提案は、シンボリックな意匠性を生むと同時に日射遮蔽による環境面の効果をもたらすルーバーを多用した外観と、立体駐車場を本体棟の中にも含める計画となっており他者とは異なる提案として評価されました。駐車場を合築していることについては、景観やコスト面などに対して有用な計画であるといった評価を得ました。一方で敷地の配置・動線計画において、エントランス・受付が建物東側に設置されているため、一般来場者が西館を利用するには建物内や敷地内を横断する必要が生じる提案に対して、セキュリティ面を懸念する意見がありましたが、ヒアリングにおいてもその懸念が払拭できませんでした。環境面では、西側に駐車場等を配置し開口を減らす計画は合理的であり評価できるといった意見があった一方で、日射遮蔽のためとはいえ、多用しているルーバーのメンテナンス面に不安があるといったこと、また、それに加えてのエアフローウィンドウの必要性の説明がもう少し欲しかったとの意見もあり、次点に留まりました。

非特定者（C者）の提案は、免振装置と制振ダンパーを組み合わせたハイブリッド免震構造とすることや、浸水に配慮し1階部分の嵩上げを行うなど災害対策について特徴的な提案として評価されました。また、A者と同様に設計条件についてよく確認・検討していることがわかる提案となっていることも評価されました。構造面で、ハイブリッド免振構造とすることで高い防災性を確保する計画となっていることについてはチャレンジしているという意見がある一方で、3mの浸水を想定した中2階免振とすることなどの必要性や、耐震性以外のメリットの説明がもう少し欲しかったといった意見がありました。また、1階レベルを1m嵩上げすることについて、浸水対策のためとはいえその高低差の処理についてスロープを用いる以外にも、使い勝手を含めた工夫があればよかったという意見がありました。環境面では、現在の一般的な手法の提案に留まっており、もう少し新しい技術等の提案が欲しかったという意見があり、ヒアリングでもそれらの懸念が払拭できなかったこと等から、特定に至りませんでした。

3 審議経過等

(1) 審議内容

ア 評価基準、評価要領の策定（第1回審査部会）

委員の互選により、角倉委員を部会長に選出の上、公示内容等について内容を審議し、①「警察機能を発揮させる機能的な施設づくり」について、②「万全な防災対策による安全な施設づくり」について、③「環境に配慮した魅力ある公共建築物としての施設づくり」についての3つの評価テーマを含め、評価基準及び評価要領等を策定

イ 技術提案書の提出者の選定（第2回審査部会（1次審査））

参加表明書等の提出者（6者）について、技術提案書の提出者を選定するための基準による評価を行い、全者を技術提案書の提出者として選定

ウ 技術提案書の特定（第3回審査部会（最終審査））

提出された技術提案書（3者（3者辞退））について、公開ヒアリングを実施した上で、技術提案書を特定するための基準による評価を行い、特定者及び次点者各1者を特定

[審議経過]

令和6年6月6日	第1回審査部会	評価基準、評価要領の策定
令和6年6月14日	公募型建築プロポーザル公示	
令和6年7月22日	参加表明書等の提出期限	6者提出
令和6年8月2日	第2回審査部会（書面開催）	技術提案書の提出者の選定（6者）
令和6年8月9日	技術提案書の提出要請	
令和6年9月2日	技術提案書の提出期限	3者提出（3者辞退）
令和6年10月10日	第3回審査部会	公開ヒアリング（3者）、 技術提案書の特定

(2) 審査部会構成

[審査部会委員（順不同・敬称略）]

委員区分	氏名	役職等
部会長	角倉 英明	広島大学大学院先進理工系科学研究科 准教授
委員	金田一 清香	広島大学大学院先進理工系科学研究科 准教授
委員	神岡 千春	公益社団法人広島県建築士会 元理事 鹿島建設株式会社中国支店建築設計部企画グループ グループ長（専任部長）
委員	武田 賢治	公益社団法人日本建築家協会中国支部 直前支部長 株式会社エスポ建築研究所 代表取締役
委員	藤田 剛弘	国土交通省中国地方整備局営繕部 整備課長
委員	宮迫 秀樹	広島県警察本部総務部 施設課長
委員	川島 満	広島県 土木建築局 建築技術担当部長